

# 労働委員会の「あっせん」をご利用ください！

労働委員会では、労働組合や労働者個人と会社との交渉が行き詰まったときに間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。今回は、あっせんの具体的な事例を紹介します（実際の事例をもとに、内容を変えています）。

## 事例1（労働組合からの申請）

### 事例の概要

会社から、1グループ3名の仕事を2名にするとの通告があったので、会社に団体交渉を申し入れたところ、1回目の団交では、人数を減らすのは仕事が少ない組合員に別の仕事をしてもらうため、カメラを設置して勤務状況を把握すると会社側から提案されました。2回目の団交を経て、3回目の団交は決裂し、その後、別の仕事をしてもらうと言われた組合員が鬱状態となり休職したことから、組合からあっせんが申請されました。

### 労働組合の主張

もともと3人で行うべき業務で従前からそうしており、同業者は3人で行っている。監視カメラで組合員を撮影することは人権侵害で、2回目の団交で、会社は3人での業務の継続と「監視カメラ」設置の中止を約束した。

### 会社の主張

2人で十分な業務で、他のグループは2人である。「監視カメラ」ではなく、作業の安全を確認するためのカメラで、自然と仕事をしている人間が映ってしまう。2回目の団交では、グループの組合員を別の社員に交代する「3人での業務」を提示したもので、従前の内容を認めるような合意はしていない。

### あっせん

1回目のあっせんでは、会社は、組合が3人での業務から2人での業務への変更さえ認めれば、それ以外は、組合の要求を認めるという意向を示しました。あっせん員は、これを基本に2回目のあっせんを進め、結果として、組合と会社が2人での業務とすることに合意すれば、会社は組合員の異動先または就労先を探し、監視カメラは取り付けないなどといったあっせん案を両者が受け入れたので、紛争が解決しました。

（労働者）

- 突然、会社から労働条件を下げるように言われた。
- 会社を買収されて、全く、慣れない仕事を任せられ、精神的に参ってしまった。



（会社）

- 他の社員と同じ減員数で仕事をしてほしい。
- 営業職に異動させたら、休職してしまった。それなのに、会社に診断書を提出しない。



## 事例2（労働者からの申請）

### 事例の概要

経理の仕事が専門のAさんは、勤めていた会社が別の会社を買収され、最初は経理に配属されていましたが、その後、営業に異動となりました。Aさんは、営業が苦手だったため、精神的に参ってしまい、私傷病もあって、2カ月程、会社を休みました。会社から営業への復職か休職するなら診断書の提出を命じる、それが出来なければ解雇すると連絡があり、Aさんは、会社側と面談しましたが、異動の希望も聞き入れられず、このまま欠勤が続けば解雇されると思い自主退職しました。Aさんは、退職せざるを得なかった原因は会社側にあることを認めてほしいとの思いから、不当な配置転換に対する謝罪等を求め、あっせんを申請しました。

### Aさんの主張

専門外の仕事に配置転換され、慣れない営業では、最初からミスが続き精神的に参ってしまった。会社は、営業への復職が難しいことをわかっていながら、リストラ目的に復職を命じたとは思えない。

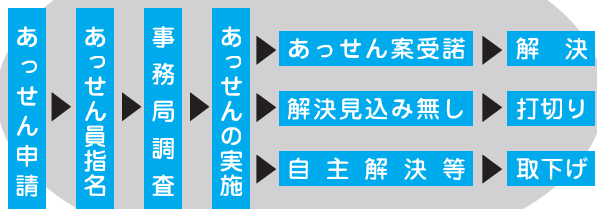
### 会社の主張

当社では、総合職として採用しており、この配置転換も就業規則に基づく通常のローテーションである。営業への復職によって精神的に参ってしまうというなら、専門医の診断書を提出するのは当然で、それをせず、出社を拒否すれば解雇を検討せざるを得ない。

### あっせん

1回目のあっせんでは、会社が配置転換の時の本人への説明や、休職時のフォローについて、もう少し配慮が必要だったかもしれないという姿勢を示しました。あっせん員は、これを基本に2回目のあっせんを進め、結果として、会社は、Aさんが退職するまでの過程で、両者の話し合いが不足だったことを認めることと解決金を支払うなどといったあっせん案を両者が受け入れたため、紛争が解決しました。

### 〈あっせんの流れ〉



労使紛争に関する問題がありましたら、  
お気軽にご相談ください！

**滋賀県労働委員会事務局**

〒520-8577

大津市京町4丁目1番1号 県庁東館5階

TEL: 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

## 労働相談Q&amp;A

## テーマ『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正について』～施行日までに準備をしましょう～

【平成24年8月29日成立】【施行期日：平成25年4月1日】

### Q1 今回の法改正の目的と背景を教えてください。

A1 平均寿命が飛躍的に延び、60歳はまだ現役である一方、少子高齢化で生産人口が漸減の社会状況下、60歳以降も支えられる側ではなく、支える側に回ります。即ち若者・女性・障がい者・高齢者など働くことが出来る人全ての就労促進を図り、全員参加の社会・活気ある社会作りに参加することが求められています。

現行制度のままでは、60歳で定年を迎える労働者が、希望しても雇用が継続されず無収入の状態になるにも関わらず、年金受給年齢が引き上げられる結果、収入の「空白期間」に陥る可能性があるため、これを回避し年金受給との接続をするためです。

### Q2 公的年金(厚生年金)支給年齢の引き上げについて教えてください。

A2 年金制度改革により厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられます。

老齢厚生年金(報酬比例年金)は2013年4月から引上開始となります。即ち本年度に60歳を迎える人は60歳からの支給開始ですが、来年度に60歳を迎える人は61歳からの支給になります。それ以降3年ごとに1歳の段階的引き上げが実施され、2025年4月以降は65歳支給開始となり引上完了となります。

一方、老齢基礎年金に関しては2001年4月から定額部分の引上が開始されており、こちらも3年毎に1歳の段階的引上が実施されており、2013年4月に定額部分の引上げが完了(65歳支給開始)します。この結果、当面は昭和28年度生まれの60歳定年者が61歳まで無年金・無収入となる可能性が生じます。

### Q3 一部改正された内容の概略を教えてください。

A3 大まかに4つが挙げられます。(施行期日：H25年4月1日)

#### 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

・報酬比例部分の受給開始年齢に達した以降の者を対象に、旧来の基準を引き続き利用できる12年間の経過措置が設けられています。

#### 2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

・定年を迎えた高齢者の継続雇用先を自社だけでなく、グループ内の他社にまで拡大することができるようになります。

#### 3. 義務違反の企業に対する公表規程の導入

・雇用確保措置を実施していない企業に対しては労働局、ハローワークが指導しますが、最終的に高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない場合には、企業名を公表する規程が設けられます。

#### 4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

・法改正後に事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用について、わかりやすく説明するために労働政策審議会の議論を経て、指針が策定されます。

### 滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

苦勞ない勞使

0120-967164(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～20時(12:30～13:30は除く)

月曜日～金曜日(祝日) 17時～20時

土・日曜日 10時～16時(12:30～13:30は除く)

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

# 毎月勤労統計調査地方調査(平成23年平均)結果概要

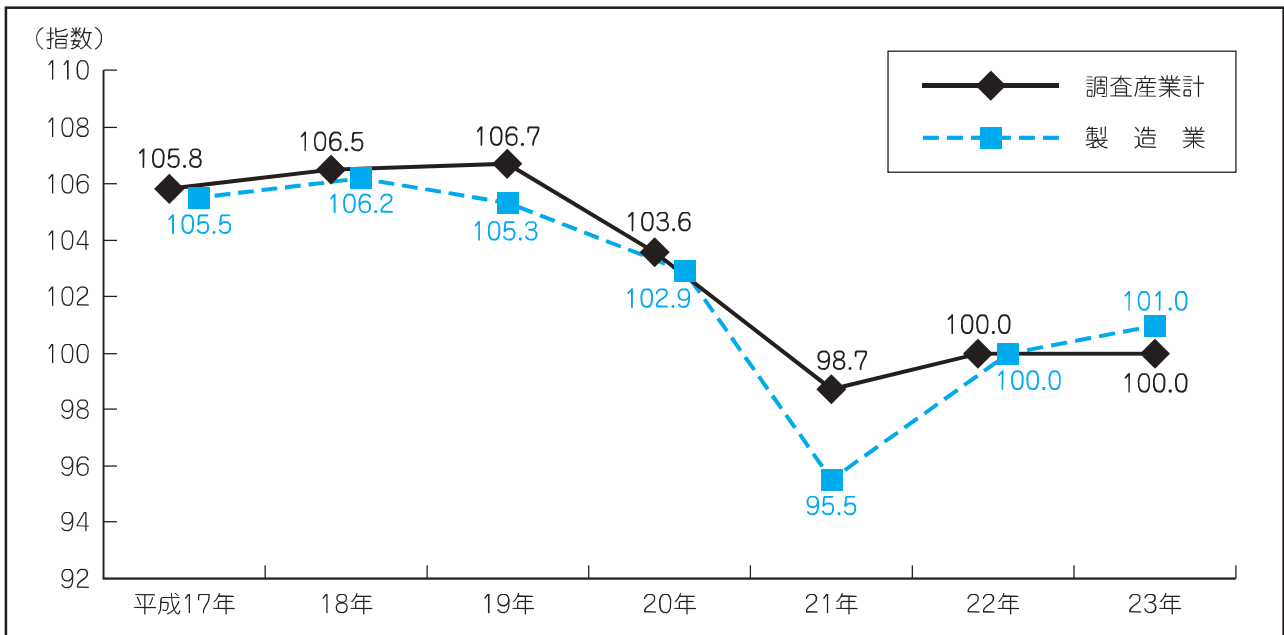
この調査は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにすることを目的に、滋賀県総合政策部統計課において調査しています。

調査の対象は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。

平成23年平均の結果について、その一部を掲載します。詳細については滋賀県統計課ホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/c/toukei/>) をご覧ください。

## 1 名目賃金指数(きまって支給する給与)の月平均の年次推移

(平成22年平均=100)  
(事業所規模30人以上)



## 2 産業別労働時間の動き(月平均)

(事業所規模30人以上)

産 業	総 実 労 働 時 間			所 定 内 労 働 時 間			所 定 外 労 働 時 間		
	実 数	対 前 年 増 減 率		実 数	対 前 年 増 減 率		実 数	対 前 年 増 減 率	
		平成23年	平成22年		平成23年	平成22年		平成23年	平成22年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調 査 産 業 計	149.3	1.1	3.9	136.1	0.8	2.3	13.2	5.4	23.6
建 設 業	139.7	12.9	△ 1.7	122.4	17.9	△ 1.8	17.3	△ 64.1	△ 20.8
製 造 業	160.9	0.7	5.7	144.0	0.1	3.0	16.9	6.6	37.7
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	157.5	2.2	△ 0.3	138.5	2.2	△ 0.1	19.0	1.1	△ 2.7
情 報 通 信 業	155.5	0.8	5.2	144.7	0.3	5.3	10.8	9.2	6.6
運 輸 業, 郵 便 業	171.0	2.7	4.3	145.6	△ 0.3	2.0	25.4	19.8	17.4
卸 売 業, 小 売 業	125.3	0.3	△ 1.9	119.2	0.0	△ 1.7	6.1	3.8	△ 2.5
金 融 業, 保 険 業	155.3	3.8	0.0	142.9	2.3	△ 0.1	12.4	20.0	△ 0.2
不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	166.9	△ 3.4	—	151.3	△ 4.3	—	15.6	5.1	—
学 術 研 究 等	154.6	1.1	—	139.2	1.3	—	15.4	△ 0.7	—
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	106.3	△ 1.2	—	101.3	△ 0.4	—	5.0	△ 15.9	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	140.4	3.3	—	136.0	3.4	—	4.4	2.1	—
教 育, 学 習 支 援 業	139.9	1.9	2.0	124.1	4.8	7.4	15.8	△ 34.9	△ 35.4
医 療, 福 祉	142.9	△ 0.1	4.7	138.2	0.3	4.3	4.7	△ 5.8	13.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	156.2	△ 2.7	1.6	149.3	△ 2.2	1.1	6.9	△ 15.4	22.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	132.7	3.2	—	122.9	1.8	—	9.8	6.2	—

# 家庭の教育に企業の力を!!

～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています!～

## しがふあみ(滋賀県家庭教育協力企業協定制度)とは

滋賀県教育委員会では、未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを、社会全体で支え合うため、企業および事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取り組みを推進しています。

1,247事業所と  
協定を締結しています!  
(H24.10.31 現在)



### 協定を結んだ企業には

- ポスターの掲示などの家庭教育についての従業員への啓発
- 中学生や高校生の職場体験の受け入れ、体験学習等の支援
- 参観日などに保護者が学校へ行きやすい職場づくり
- 子育てについて学ぶ機会となる学習講座の開催などに取り組んでいただいています。

詳しくは

### お問い合わせ先

#### 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

電話:077-528-4654

FAX:077-528-4962

Eメール:ma06@pref.shiga.lg.jp

あなたの企業・事業所も、  
ぜひご加入ください!



## ～滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのご案内～

# アビリンピック滋賀2012

## (第11回滋賀県障害者技能競技大会)開催!!

アビリンピックとは、障害のある方々の職業能力の向上を図り、障害者雇用に関する社会の理解と認識を高め、雇用促進等を目指すことを目的とした技能競技大会です。

- ★ **実施競技:**電子機器組立、ワード・プロセッサ、ホームページ、製品パッキング、パソコン操作、パソコンデータ入力、喫茶サービス、オフィスアシスタント(各種組立等)、機械CAD、木工、縫製

★ **開催日** 平成25年1月20日(日) 9:30～

★ **会場** ポリテクカレッジ滋賀(JR篠原駅下車徒歩約10分 駐車場あります。)  
〒523-8510 近江八幡市古川町1414

入場料は無料です!  
ぜひ応援に来てください!  
皆様のご来場お待ちしております。

### お問い合わせ先(事務局)

#### 滋賀高齢・障害者雇用支援センター

大津市末広町1-1日本生命大津ビル3F

TEL 077-526-8841

FAX 077-526-8842

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL077-528-3751 FAX077-528-4873  
http://www.pref.shiga.jp/  
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp